

令和元年度12月25日 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年12月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定許可後の計画変更申請について
議案第4号 特定農地貸付け規定の変更の承認について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 二上 英一 3番 内野 喜昭
4番 池田 稔 5番 木下 信夫 6番 斉藤 博之
7番 川口 浩 8番 西海 静夫 9番 山田 茂美
10番 野村 與志次 11番 石井 進 12番 田中 唯喜
13番 本橋 与志喜 14番 新井 祥穂 15番 小林 澄子
16番 福原 浩昭 17番 町田 健

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号17番 町田 健委員、3番 内野喜昭委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字荒幡字南谷ツです。地目は登記、現況ともに畑です。面積は4.09平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、宅地の一部である路地敷地として使用するものです。

申請番号2番、所在地は三ヶ島一丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて2,258平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場、資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、駐車場と資材置場を設置するものです。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、申請地にU字溝の一部が設置され事前着工しているように思われます。申請人と敷地境界を確認していませんので、ここで議決はできないのではないかと、保留でどうかと思いますので事務局から補足していただけますか。

事務局： 委員から報告がありましたが、委員と事務局で現地を確認するとともに申請人から状況を聞く必要があると思います。状況を確認後の判断となると思います。

議長： 申請人の話を聞かなければ、事前着工と判断できませんので、今回は保留にすることが良いと思われませんが、意見はありますか。

意見がないようですので、現地を再度確認して判断することによろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号1番については保留とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字北新田の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて243.8平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は東狭山ヶ丘五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は391平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

以上の2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定許可後の計画変更申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定許可後の計画変更申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定許可後の計画変更申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字松下です。地目は登記は畑、現況は雑種地です。面積は515平方メートルです。当初計画者住所氏名は議案書に記載のとおりです。権利事由は賃貸借権の設定です。用途は駐車場です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は当初、申請地を砂利敷で施工する予定でしたが、管理等を考慮しアスファルト舗装に計画を変更するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり、既に舗装されておりました。変更内容及び変更理由から計画変更はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、承認相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により承認相当とします。

4 議案第4号 特定農地貸付け規定の変更の承認について

議長： 「議案第4号 特定農地貸付け規定の変更の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 特定農地貸付け規定の変更の承認について」御説明いたします。

平成4年11月20日付け所農委指令第1号により承認をしました特定農地貸付けについて、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、所沢市特定農地貸付け規定の変更の承認の審議いただきたく、議案として提出いたします。

申請番号1番、土地の所在地は大字牛沼字南山の2筆です。現況地目はいずれも畑、面積は2筆合わせて3,223平方メートルで、今までの2,020平方メートルから面積を変更するものです。

申請番号2番、土地の所在地は向陽町の4筆です。現況地目はいずれも畑、面積は4筆合わせて1,249平方メートルで、新規に開設するものです。

申請番号3番、土地の所在地は東所沢一丁目です。現況地目は畑、面積は1,919平方メートルで、新規に開設するものです。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されておりました。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件を満たしており、承認することについては差し支えないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、承認でよろしければ挙

手願います。

委員：（挙手）

議長： 申請番号1番については、全会一致により承認とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されておりました。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件を満たしており、承認することについては差し支えないものと思われま。審議のほど願います。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、承認でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長： 申請番号2番については、全会一致により承認とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されておりました。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件を満たしており、承認することについては差し支えないものと思われま。審議のほど願います。

議長： 申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、承認でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長： 申請番号3番については、全会一致により承認とします。

5 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告を願います。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」は、1件の取下願がありました。

「報告事項6 農地法第5条の規定による届出の取下願について」は、1件の取下願がありました。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。